

○独立行政法人労働者健康安全機構との契約について

平成28年4月4日地基企第25号
各支部長あて理事長

地方公務員災害補償基金業務規程第6条及び第26条の規定に基づいて、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）との間に、別添契約書写のとおり、職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償及び福祉事業の実施に関する契約を締結し、機構の各労災病院を当基金の医療機関及び福祉事業機関として指定したので、貴支部管下職員に対して周知させるとともに、この実施に当たっては、下記事項に留意のうえ、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、「労働福祉事業団との契約について」（昭和43年6月18日地基補第209号）については、廃止する。

記

- 1 療養補償を労災病院において行なう場合には、被災職員に補償の請求書等の様式に関する規程に定める療養の給付請求書（別紙様式第5号）を労災病院を経由して支部長に提出させるものとする。こと。（契約書第2条）
- 2 支部長は、その業務遂行上の必要により障害程度の検診を労災病院に依頼する場合には、被災職員に対し、障害程度検診依頼書（別紙）を発行して、これを労災病院に提出させるものとする。こと。（契約書第2条）
- 3 福祉事業の実施を労災病院において行う場合には、被災職員に対し、地方公務員災害補償基金業務規程第32条の2に規定する承認の通知を行う際あわせて福祉事業実施依頼書（別紙）を発行して、これを労災病院に提出させるものとする。こと。（契約書第2条）
- 4 2または3による依頼書を発行する場合には、当該労災病院に収容余力があること等をあらかじめ確認すること。
- 5 契約書第3条中の「労災保険において特に規定された費用」とは、労災病院が、障害程度の検診を行なった場合の認定料等をいうものであること。（契約書第3条）
- 6 労災病院で扱う診療科目等は、各労災病院によって異なるので、支部長は、その近くに所在する労災病院で扱う診療科目、福祉事業の種類等を知悉して被災職員に効果的に利用させるよう留意するとともに、労災病院において行われている被災職員の療養等について随時労災病院と連絡をとり、その実情

をよく把握し、その実施に遺漏のないよう配慮すること。

- 7 福祉事業実施
障害程度検診 依頼書については、支部において適宜発行されたいこと。

別添契約書一省略

(別紙)

福祉事業実施
障害程度検診
依頼書

平成 年 月 日

労災病院長 殿

地方公務員災害補償基金
支部長

㊟

福祉事業実施
障害程度検診
依頼書

福祉事業の実施
この依頼書を持参した者に
障害程度の検診
をお願いします。

なお、この依頼書を持参した者に関する事実は、下記のとおりですので、お知らせ
します。

記

依頼書発行番号

依頼事項の種類			
ふりがな 氏名		認定番号	
生年月日	明大昭平 年 月 日	所属団体名	
		所属部局名	
現住所		職名	
傷病名			
負傷又は発病の 年月日	年 月 日	治ゆ年月日	年 月 日
災害発生の状況			
現症			
その他			

- (注) 1 この依頼書を発行する場合には、不要な箇所を抹消のうえ使用すること。
2 「依頼事項の種類」の欄には、たとえば外科後処置の実施、補装具の支給、
リハビリテーションの実施、障害程度の検診等と記入すること。

